

税理士 大城 眞徳

プロフィール

昭和 48 年 1 月 開 業  
kbc学園グループ 理 事 長

第 12 回 「知って得する・ためになる」

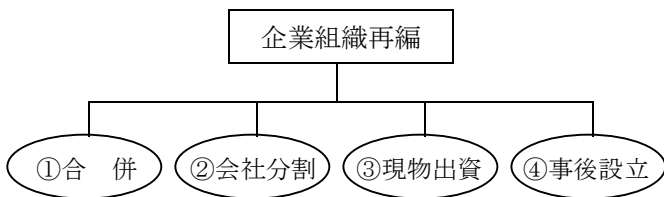
# 税務トピック!

## 『 企業組織再編 』

平成 12 年の商法大改正により、会社分割や合併、株式交換や移転など企業の再編を後押しする制度が整備されました。税法においても平成 13 年に合併や現物出資等の大幅な見直しを含め、企業組織再編全体について整備し企業組織再編税制の創立といえる大改正がありました。

この企業再編制度の活用は大企業のみならず中小企業にとっても大変メリットのあるものです。

### 1. 企業組織再編には次のような手法があります。



①合併とは、2 つ以上の会社が法定の手続きによって合体し 1 つの会社となることをいいます。

②会社分割とは、会社のなかにある部門を切り離して別の会社に移すことによって、会社を分割することをいいます。  
部門を強化し、経営の効率化等に役立ちます。

③現物出資とは、設立時または増資時に金銭以外の財産で行う出資のことです。

商法の改正により、平成 15 年 4 月より現物出資等の手続きが緩和され、公認会計士等の証明を得れば、現物出資や次に述べる事後設立等を行うことができるようになりました。

④事後設立とは、会社成立後 2 年以内に、その成立前から

存在した財産を継続して使用する目的で、資本の 20 分の 1 以上の対価で取得する契約を締結することをいいます。

以上のような手法により企業組織再編を行います。

税務上このような資産の移転を伴う組織編成があった場合、原則的には資産の移転を時価移転と捉え譲渡損益を認識することになります。

しかし、この原則をすべての場合にあてはめると、古くから土地などを所有している企業の場合には、含み益が顕著化して新たに課税が発生してしまうため、組織再編の障害になってしまいます。

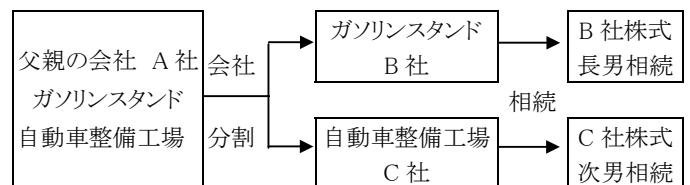
そこで、実質的に経済実態に変更がないと認められる企業再編(税制適格な企業再編)における資産の移転に関しては帳簿移転を認め譲渡損益の繰延を認めるなど企業組織編成を阻まない税制も整備されています。つまり、一定の要件を満たす組織再編の場合には、特例として、移転資産を税務上の簿価で引継ぐこととします。こうすれば、譲渡損益や、それに対する課税は生じません。

### 2. 具体的な企業再編事例

～ 「将来、親族間の争いを解消するため会社を分割した事例」

父親の経営する会社(父親持株 100%)を相続させる場合に、子供が二人(兄弟)いるとします。しかし、仲がよくありません。事業の内容はガソリンスタンド及び車両整備工場の経営です。このような場合、相続が発生したときにトラブルになる恐れがあります。

そこで、あらかじめ整備工場を新設分割しておけば、二人の子供はガソリンスタンドの会社と整備工場の会社を別々に相続することができます。



このように会社を分割すれば、経営について兄弟間での争いを防ぐことができます。

企業再編においては、法律上の問題のみならず、税務・会計上の問題も避けて通れません。そこで、企業再編を検討するにあたり、事前に弁護士や税理士などと、再編の可否、手続き等につき十分相談した上で手続きを進められるべきでしょう。

とんとん! ととんとん「儲かる」にこだわる税理士事務所  
業績アップ! **大城眞徳税理士事務所**  
〒901-2132 満添市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)  
TEL098-876-8231 FAX098-876-8304

< 税務支援 >  
○ 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成  
< 経営支援 >  
○ 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援  
○ 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ ホリコン会計支援  
○ 建設業「経審」 ○ 生命保険指導

(URL) <http://www.masism.com> ←...「税務トピック!」がメルマガにありました